

## 第4期愛媛県医療費適正化計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

第4期愛媛県医療費適正化計画（案）について、令和6年2月1日（木曜日）から令和6年3月1日（金曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から1件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜要約しております。

### 寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>案本文41項(8)後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進</p> <p>「後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、<u>使用促進の支援及び医薬品の適正使用が期待されるという指摘があるフォーミュラリ</u>についての取組も国から示されていますが、国の動向や調査結果を注視しつつ、本県としても地域フォーミュラリの作成可能性について協議する等、今後の対応等を検討します。」</p> <p>について、</p> <p>「使用促進の支援及び医薬品の安定供給（有効成分が同じ薬などは、品目の統合を促進）が期待されるという指摘がある」としてはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>後発医薬品の出荷制限や停止が相次いでいるため、昨年10月の厚生労働省の有識者会議（後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会）の中間とりまとめでも、後発薬の製造管理の複雑化を抑えるため、有効成分が同じ薬などは、品目の統合を促進するなどの対策を、検討するよう提言が盛り込まれているため。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>ご意見の該当箇所は、厚生労働省から示された医療費適正化に関する施策についての基本的な方針における記載に準じているため、原案のとおり施行を予定しております。</p> <p>なお、ご意見は具体的な施策の検討段階において参考とさせていただきます。</p>